



# 鳥取県公報

平成 20 年 12 月 26 日(金)  
号外第 1 3 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（75）（指導管理課）・・・・・・・・・・ 6
	鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 （76）（協働連携推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 （77）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例 （78）（警察本部警務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例（79）（病院局総務課）・・・・・・・・・・ 16

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益と負担の公平の確保を図るため、鳥取県立保育専門学院等を退学した者等に対する成績証明書等の交付、国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示及び政治団体に係る収支報告書等の写しの交付に係る手数料を新たに徴収するとともに、動物取扱業の登録等に係る手数料の額を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

ア 次に掲げる学校等を退学した者等に対する成績証明書等の交付 1件につき420円

- (ア) 鳥取県立保育専門学院
- (イ) 鳥取県立看護師等養成施設
- (ウ) 鳥取県立歯科衛生専門学校
- (エ) 鳥取県立農業大学校
- (オ) 鳥取県立高等学校
- (カ) 鳥取県立特別支援学校

イ 国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示

- (ア) 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき300円
- (イ) 開示の実施に係る手数料(300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは300円を減じた額とする。)

実施の方法	手数料の額
a 閲覧	少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円
b 少額領収書等の写しを複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの(白黒複写に限る。)の交付	交付する用紙1枚につき10円
c 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
d 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
e 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

ウ 政治団体に係る収支報告閲覧対象文書の写しの交付

写しの交付の方法	手数料の額
(ア) 収支報告閲覧対象文書を複写機によりA4の大きさの用紙に複写したもの(白黒複写に限る。)の交付	交付する用紙1枚につき10円
(イ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(FD)に複写したものの交付	フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
(ウ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額

(エ) 収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(DVD-R)に複写したものの交付	光ディスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額
--	---------------------------------------

(2) 次のとおり手数料の額を引き上げる。

事務の区分	単位	手数料の額	
		現行	改正後
ア 動物取扱業の登録	1件につき	6,600円	11,000円
イ 動物取扱業の登録の更新	1件につき	4,000円	8,000円
ウ 動物取扱責任者研修の実施	1件につき	1,000円	1,500円
エ 特定動物の飼養又は保管の許可	1件につき	16,000円	18,000円
オ 特定動物の飼養又は保管の変更の許可	1件につき	10,000円	12,000円
カ 動物取扱業に係る登録証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円
キ 特定動物の飼養又は保管に係る許可証の再交付	1件につき	1,800円	2,000円

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律附則第3条の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づく建築物環境衛生一般管理業の登録に係る手数料を廃止する。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成21年1月1日とする(1)のイ及びウ並びに公布日とする(3)を除き、平成21年4月1日とする。

#### 鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

公益法人制度改革関連三法の制定により特定非営利活動促進法の一部が改正され、社員総会に出席できない社員が書面による表決に代えて条例で定める電磁的方法による表決が可能とされたことに伴い、当該電磁的方法を定める。

##### 2 条例の概要

(1) 社員総会において、表決権を行使できる条例で定める情報通信の技術を利用する方法は、電子情報処理組織を使用する方法及び磁気ディスクを提出する方法とする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。

#### 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

##### 1 条例の改正理由

(1) 若葉団地を若桜町へ無償譲渡することに伴い、当該団地を廃止する。

(2) 中国残留邦人等及び北朝鮮当局による拉致の被害者等について、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として条例に明確に規定する。

##### 2 条例の概要

(1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

名称	位置	廃止理由
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井	若桜町へ無償譲渡

(2) 県営住宅に優先的に選考して入居させることができる者に、中国残留邦人等及び北朝鮮当局による拉致の被害者等を加える。

(3) 施行期日は、平成21年1月1日とする(1)を除き、公布日とする。

#### 鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

警察法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関するものを加える。  
 (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

- (1) 病院の利用に係る使用料等の透明性を確保するため、これまで実費徴収としていた人間ドック等の料金を使用料として定める等所要の改正を行う。  
 (2) (1)にかんがみ、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における生命保険等に係る個別面談並びに鳥取県立総合療育センターにおける死後処置及び診療情報の写しの交付について、新たに使用料等を徴収することとする等の改正を行う。

## 2 条例の概要

- (1) 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正

ア 次のとおり新たに使用料又は手数料を定める。

区分		使用料等の額		
		単位	金額	
検 査 料 等	人間ドック	1件につき	42,000円	
	脳ドック	1件につき	36,750円	
	妊婦健診(診察、尿検査、超音波検査に限る。)	1件につき	3,300円	
	新生児聴覚検査	1件につき	3,000円	
	先天性代謝異常等検査	1件につき	700円	
	外部委託検査	検査に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額		
不 妊 治 療 料	配偶者間人工授精(精子洗浄濃縮法)	遠心分離法	1件につき	4,725円
		密度勾配法	1件につき	9,534円
	体 外	採卵・採精	1件につき	49,350円
		顕微授精	1件につき	36,750円
	受 精	初期胚培養	1件につき	40,950円
		胚盤胞培養	1件につき	53,550円
		新鮮胚移植	1件につき	33,600円
	受精卵凍結保存	1年につき	42,000円	
	凍結受精卵融解・移植	1件につき	63,000円	
	精子凍結保存	1件につき	36,750円	
予防接種料		薬剤費及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額		
介 補 料	新生児介補	1日につき	3,810円	
	乳児介補	1日につき	570円	
そ の 他	生命保険等に係る個別面談	1件につき	5,565円	
	死後処置	1件につき	4,200円	
	診療情報の写し	病院の院長が別に定める額		

イ 非紹介患者初診加算料の額を次のとおり改める。

区分		使用料の額		
		単位	金額	
			現行	改正後
非紹介患者初診加算料	鳥取県立中央病院	1回につき	1,575円	2,625円
	鳥取県立厚生病院	1回につき	1,575円	改正なし

ウ 徴収する使用料の額の算定及び使用料の区分について厚生労働省告示を引用して定めた規定を、健康保険法等の規定を引用して定めた規定に改める等所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

ア 死後処置及び個別面談について徴収する使用料は、次のとおりとする。

区分		使用料の額	
		単位	金額
死後処置		1件につき	4,200円
生命保険等に係る個別面談		1件につき	5,560円

イ エックス線写真等の診療情報の複写の事務について徴収する手数料は、次のとおりとする。

区分		手数料の額	
		単位	金額
診療情報の写し	半切サイズ	1通につき	590円
	B4サイズ	1通につき	190円

ウ 療養等に係る使用料を定める規定について、高齢者等による施設の利用に係る所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

# 条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第75号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、<u>申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p>（1）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書又は指定保育士養成施設卒業証明書の<u>交付であって、現に同学院に在学する者に対するもの以外のも</u> 1件につき420円</p> <p>（16）～（24） 略</p> <p>（24の2） 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付であって、現に同施設に在学する者に対するもの以外のも</u> 1件につき420円</p> <p>（25）及び（26） 略</p> <p>（26の2） 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のも</u> 1件につき420円</p> <p>（27）～（106） 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（15の4） 略</p> <p>（15の5） 鳥取県立保育専門学院における成績証明書の<u>交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）</u>又は指定保育士養成施設卒業証明書の再交付 1件につき420円</p> <p>（16）～（24） 略</p> <p>（24の2） 鳥取県立看護師等養成施設における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）</u> 1件につき420円</p> <p>（25）及び（26） 略</p> <p>（26の2） 鳥取県立歯科衛生専門学校における成績証明書又は卒業証明書の<u>交付（卒業した者に対して交付するものに限る。）</u> 1件につき420円</p> <p>（27）～（106） 略</p> <p>（106の2） <u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）附則第3条の規定によりなお効力を有す</u></p>

	ることとされる同法による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく同項第6号に掲げる事業の登録 1件につき45,000円
(107)～(111) 略	(107)～(111) 略
(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき11,000円	(111の2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)第10条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録 1件につき6,600円
(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき8,000円	(111の3) 動物愛護法第13条第1項の規定に基づく動物取扱業の登録の更新 1件につき4,000円
(111の4) 動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1件につき1,500円	(111の4) 動物愛護法第22条第3項の規定に基づく動物取扱責任者研修の実施 1件につき1,000円
(111の5) 動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可 1件につき18,000円	(111の5) 動物愛護法第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可 1件につき16,000円
(111の6) 動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可 1件につき12,000円	(111の6) 動物愛護法第28条第1項本文の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可 1件につき10,000円
(111の7) 略	(111の7) 略
(111の8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。)第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付 1件につき2,000円	(111の8) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「動物愛護法施行規則」という。)第2条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する登録証の再交付 1件につき1,800円
(111の9) 動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく許可証の再交付 1件につき2,000円	(111の9) 動物愛護法施行規則第15条第6項の規定に基づく同条第5項に規定する許可証の再交付 1件につき1,800円
(112)～(208) 略	(112)～(208) 略
(209) 鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付であって、現に同学校に在籍する者に対するもの以外のもの 1件につき420円	(209) 鳥取県立農業大学校における成績証明書又は卒業証明書の交付(卒業した者に対して交付するものに限る。) 1件につき420円
(210)～(321) 略	(210)～(321) 略
(322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円	(322) 鳥取県立高等学校における単位修得証明書、学習成績証明書、卒業証明書、修了証明書その他の証明書の交付(卒業した者に対して交付するものに限る。) 1件につき420円
(323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書その他の証明書の交付であって、現に同学校に在学する者に対するもの以外のもの 1件につき420円	(323) 鳥取県立特別支援学校における卒業証明書その他の証明書の交付(卒業した者に対して交付するものに限る。) 1件につき420円
(324)～(326) 略	(324)～(326) 略

(327) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項又は第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの開示

ア 開示請求に係る手数料 当該開示請求に係る一の国会議員関係政治団体（政治資金規正法第19条の7第1項に規定する国会議員関係政治団体をいう。以下同じ。）の少額領収書等の写しにつき300円

イ 開示の実施に係る手数料 開示を受ける一の国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しにつき、次に掲げる開示の実施の方法の区分に応じ、それぞれに定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）。ただし、基本額（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同令第11条第3項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。）は当該基本額から300円を減じた額とする。

（ア） 閲覧 少額領収書等の写し100枚までごとにつき100円

（イ） 少額領収書等の写しを複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付 交付する用紙1枚につき10円

（ウ） 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額

（エ） 少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写



<p><u>したものの交付 光ディスク1枚につき50円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p>(オ) <u>少額領収書等の写しをスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)</u>に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>(328) <u>政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告閲覧対象文書(同法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書、同法第14条第1項(同法第17条第4項において準用する場合を含む。))の規定による書面又は同法第19条の14の規定による政治資金監査報告書をいう。以下同じ。)</u>の写しの交付 次に掲げる写しの交付の方法の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>収支報告閲覧対象文書を複写機により日本工業規格A列4番の大きさの用紙に複写したものの(白黒で複写したのものに限る。)</u>の交付 交付する用紙1枚につき10円</p> <p>イ <u>収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付 フレキシブルディスクカートリッジ1枚につき30円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</u></p> <p>ウ <u>収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)</u>に複写したものの交付 光ディスク1枚につき50円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>エ <u>収支報告閲覧対象文書をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)</u>に複写したものの交付 光ディスク1枚につき90円に収支報告閲覧対象文書1枚ごとに10円を加えた額</p> <p>2 略</p>	<p>2 略</p>
--	------------

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項に2号を加える改正は同年1月1日から、同項第106号の2を削る改正は公布の日から施行する。

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第76号

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）<u>第2章の規定</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（役員の住所又は居所を証する書面）</p> <p>第3条 略</p> <p>（社員の表決権行使に係る電磁的方法）</p> <p>第4条 <u>法第14条の7第3項の条例で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、次に掲げる方法とする。</u></p> <p>（1）<u>電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</u></p> <p>ア <u>送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</u></p> <p>（2）<u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（役員の住所又は居所を証する書面）</p> <p>第3条 略</p>

<p><u>をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</u></p> <p>2 <u>前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>(事業報告書等の提出及び閲覧) 第5条 略</p> <p>(合併の認証の申請) 第6条 略</p> <p>(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧) 第7条 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等) 第8条 略</p> <p>(規則への委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、<u>法第2章の規定及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(事業報告書等の提出及び閲覧) 第4条 略</p> <p>(合併の認証の申請) 第5条 略</p> <p>(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧) 第6条 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法による手続等) 第7条 略</p> <p>(規則への委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第77号**

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																										
<p>（入居者の選考）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p><u>（5） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等</u></p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p><u>（12） 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等</u></p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高山団地</td> <td>岩美郡岩美町大字高山</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理代行市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		高山団地	岩美郡岩美町大字高山	略		名 称	管理代行市町村			<p>（入居者の選考）</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高山団地</td> <td>岩美郡岩美町大字高山</td> </tr> <tr> <td>若葉団地</td> <td>八頭郡若桜町大字浅井</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">管理代行市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	略		高山団地	岩美郡岩美町大字高山	若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井	略		名 称	管理代行市町村		
名 称	位 置																										
略																											
高山団地	岩美郡岩美町大字高山																										
略																											
名 称	管理代行市町村																										
名 称	位 置																										
略																											
高山団地	岩美郡岩美町大字高山																										
若葉団地	八頭郡若桜町大字浅井																										
略																											
名 称	管理代行市町村																										

略	略
土師百井団地 宮岡団地 船岡 団地 丸山団地 隼団地 北山 団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	若葉団地 若桜町
略	略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正は、平成21年1月1日から施行する。

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第78号

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県警察本部の内部組織に関する条例（昭和37年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p><u>（19） オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>（20）</u> 略</p> <p><u>（21）</u> 略</p> <p><u>（22）</u> 略</p> <p><u>（23）</u> 略</p>	<p>（警務部の所掌事務）</p> <p>第3条 警務部においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（18） 略</p> <p><u>（19）</u> 略</p> <p><u>（20）</u> 略</p> <p><u>（21）</u> 略</p> <p><u>（22）</u> 略</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第79号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例及び鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下この条において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)</u>の規定による厚生労働大臣の定め及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下「<u>診療報酬の算定方法</u>」という。)により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)並びに健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項(同法第149条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項及び第75条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準</p>	<p>(病院における使用料及び手数料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の使用料又は手数料の額は、別表第1及び別表第2に定める金額によるほか、<u>平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)</u>に基づき、<u>同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額(病院に勤務しない医師又は歯科医師が診療又は研究のために病院の検査施設を利用した場合は、その額の8割に相当する額)及び平成18年厚生労働省告示第99号(入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準)</u>に基づき、<u>同告示に定める食事療養及び生活療養の費用額算定表</u>により算定した額(以下「<u>療養費算定額</u>」という。)とする。ただし、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税</p>



により算定した額（以下「療養費算定額」という。）とする。ただし、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づく療養の給付等で企業管理規程で定めるもの及び消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。

- 3 前項に規定するもののほか、診療材料、装用器具、電気器具等に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。

別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
略	
恩給年金診断	1件につき 4,515円
人間ドック	1件につき 42,000円
脳ドック	1件につき 36,750円
妊婦健診（診察、尿検査、超音波検査（精密検査を除く。）に限る。）	1件につき 3,300円
略	
変死体検案	1件につき 17,640円
新生児聴覚検査	1件につき 3,000円
先天性代謝異常等検査	1件につき 700円
外部委託検査	検査に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額（診療報酬の算定方法により検査料の額を算定できるもの及びこの条例に定めのあるものは、当該額）

2 略

3 不妊治療料

区分	金額
配偶者間人工授精（精子洗浄濃縮法）	遠心分離法 1件につき 4,725円 密度勾配法 1件につき 9,534円
体 採卵・採精	1件につき 49,350円

法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等（以下「課税療養等」という。）に係る使用料（別表第1に定めるものを除く。）の額は、企業管理規程で定める額（課税療養等に係る使用料にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程で定める額）とする。

- 3 前項に規定するもののほか、装用器具、電気器具等に係る使用料の額については、企業管理規程で定める。

別表第1（第5条関係）

1 診断料及び検案料

区分	金額
略	
恩給年金診断	1件につき 4,515円
略	
変死体検案	1件につき 17,640円

2 略

外 受 精	顕微授精	1件につき	36,750円
	初期胚培養	1件につき	40,950円
	胚盤胞培養	1件につき	53,550円
	新鮮胚移植	1件につき	33,600円
受精卵凍結保存		1年につき	42,000円
凍結受精卵融解・移植		1件につき	63,000円
精子凍結保存		1件につき	36,750円

4 予防接種料

診療報酬の算定方法により算定した薬剤費（診療報酬の算定方法に規定されていない薬剤を使用した場合にあっては、当該薬剤の購入額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））及び手技料に100分の105を乗じて得た額に健康診断料を加算した額（公費助成に係る予防接種券を持参した場合において、当該予防接種券に自己負担金の額が記載されているときは、当該額）

5 介補料

区分	金額
新生児介補	1日につき 3,810円
乳児介補	1日につき 570円

6 略

7 非紹介患者初診加算料

区分	金額
健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）のうち初診（他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。）	鳥取県立中央病院 初診料算定1回につき 2,625円 鳥取県立厚生病院 初診料算定1回につき 1,575円

8 長期入院診療料

区分	金額
選定療養に関し、厚生労働省告示	選定療養に関し、180日

3 略

4 非紹介患者初診加算料

区分	金額
平成18年厚生労働省告示第495号（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養）第2条第4号に規定する初診	初診料算定1回につき 1,575円

5 長期入院診療料

区分	金額
平成18年厚生労働省告示	平成18年厚生労働省告示

<p>働大臣が定める方法により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（企業管理規程で定める状態等にある者の入院を除く。）</p>	<p>を超えた日以後の入院に係る厚生労働大臣が定める点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</p>								
<p>第498号（保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等）第9号に規定する者を除いた者に係る同告示第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院</p>									
<p>示第498号第10号に規定する点数に100分の15を乗じて算出した数に10円50銭を乗じて得た額に相当する額</p>									
<p>9 その他の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命保険等に係る個別面談</td> <td>1件につき 5,565円</td> </tr> <tr> <td>死後処置</td> <td>1件につき 4,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 6の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。</p>		区分	金額	生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,565円	死後処置	1件につき 4,200円		
区分	金額								
生命保険等に係る個別面談	1件につき 5,565円								
死後処置	1件につき 4,200円								
<p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</td> <td>1通につき 1,050円</td> </tr> <tr> <td>診療情報の写し</td> <td>複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円	診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額
区分	金額								
略									
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円								
診療情報の写し	複写に要した費用を勘案して病院の院長が別に定める額								
<p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 3の表において「非課税とされる助産に係る資産の譲渡等」とは、消費税法第6条第1項の規定により非課税とされる助産に係る資産の譲渡等をいう。</p>									
<p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）</td> <td>1通につき 1,050円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	金額	略		通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円		
区分	金額								
略									
通院入院証明書、療養費支払証明書、自動車損害賠償責任医療証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）	1通につき 1,050円								

（鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

( 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における  
使用料及び手数料の徴収 )

第 8 条 略

2 略

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項  
及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法  
律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第  
64条第1項に規定する療養並びに健康保険法第85条  
第1項及び高齢者医療確保法第74条第1項に規定す  
る食事療養（以下この項において「療養等」とい  
う。）に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立  
鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用について  
は、健康保険法第76条第2項（同法第149条におい  
て準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による  
厚生労働大臣の定め及び高齢者医療確保法第71条第  
1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定  
に関する基準（以下「診療報酬の算定方法」とい  
う。）により算定した額並びに健康保険法第85条第  
2項及び第85条の2第2項（同法第149条において  
これらの規定を準用する場合を含む。）並びに高齢  
者医療確保法第74条第2項及び第75条第2項に規定  
する厚生労働大臣が定める基準により算定した額  
（以下この項において「療養費算定額」という。）  
によるほか、別表第1に定めるところにより使用料  
を徴収する。ただし、消費税法（昭和63年法律第  
108号）第6条第1項の規定により非課税とされる療  
養等以外の療養等に係る使用料（同表に定めるもの  
を除く。）の額は、療養費算定額に100分の105を乗  
じて得た額の範囲内で知事が定める額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育  
園における健康保険法第63条第1項及び高齢者医療  
確保法第64条第1項に規定する療養の給付（以下「療  
養の給付」という。）の対象とならない予防接種  
並びに鳥取県立総合療育センターにおける療養の給  
付の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、診  
療報酬の算定方法に準じて算定した規則で定め  
る額の使用料を徴収する。

5 及び 6 略

別表第1（第8条関係）

区分	金額
略	
変死体検案	1件につき 17,640円
死後処置	1件につき 4,200円
生命保険等に係る個別面	1件につき 5,560円

( 肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における  
使用料及び手数料の徴収 )

第 8 条 略

2 略

3 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項  
に規定する療養及び同法第85条第1項に規定する食  
事療養（以下この項において「療養等」という。）  
に係る鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療  
育園及び鳥取県立中部療育園の利用については、回  
法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところによ  
り算定した療養の給付に要する費用の額及び同法第  
85条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定  
した費用の額（以下この項において「療養費算定  
額」という。）によるほか、別表第1に定めるとこ  
ろにより使用料を徴収する。ただし、消費税法（昭  
和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非  
課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料（同  
表に定めるものを除く。）の額は、療養費算定額に  
100分の105を乗じて得た額の範囲内で知事が定め  
る額とする。

4 鳥取県立総合療育センター及び鳥取県立鳥取療育  
園における健康保険法第63条第1項に規定する療養  
の給付の対象とならない予防接種並びに鳥取県立総  
合療育センターにおける同項に規定する療養の給付  
の対象とならない虫歯予防フッ素塗布については、同  
法第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところによ  
り行う算定方法に準じて算定した規則で定める額  
の使用料を徴収する。

5 及び 6 略

別表第1（第8条関係）

区分	金額
略	
変死体検案	1件につき 17,640円

談				
別表第2（第8条関係）			別表第2（第8条関係）	
区分		金額		
略		略		
通院入院証明書及び診療明細書以外の証明書（医師の記載が必要なものを除く。）		1通につき 1,050円		
診療情報の写し	半切サイズ	1通につき 590円		
	B4サイズ	1通につき 190円		
略		略		

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。